

平成19年6月12日

各 位

会社名 浜井産業株式会社  
代表者名 代表取締役社長  
井上 忠  
(コード番号6131 東証第2部)  
問合せ先 常務取締役経理部長  
山畑 喜義  
TEL.03-3491-0131

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月21日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年6月28日開催予定の第81回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 取締役が職務の執行にあたり、期待される役割を十分発揮できるよう、取締役の責任を法定限度額まで免除できる旨を定めるとともに、社外取締役に優秀な人材の招聘を容易にするため、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とするものであります。

なお、変更案第30条については、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (新 設)	第4章 取締役および取締役会 ( <u>取締役の責任免除</u> )
第 <u>30</u> 条 ↳ 第 <u>49</u> 条	第 <u>30</u> 条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> ② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第 <u>30</u> 条 ↳ 第 <u>49</u> 条 (省 略)	第 <u>31</u> 条 ↳ 第 <u>50</u> 条 (現行どおり)

#### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日  
(2) 定款変更の効力発生日

平成19年6月28日(木曜日)  
平成19年6月28日(木曜日)

以 上